

電気通信番号規則の細目を定めた件の一部を改正する 告示案への意見及びこれに対する考え方

- 意見募集期間：平成27年2月6日(金)から平成27年3月7日(土)まで
- 意見提出件数：1件
- 意見提出者：

受付	意見受付日	意見提出者
1	平成27年2月6日	個人

意 見	考 え 方
意見1 本告示案に賛成する。また、訪日外国人向けの外国語で利用できる緊急通報用番号及び緊急を要しない場合の相談用番号の追加を希望する。 電気通信番号規則の改正には賛成。番号について、さらなる追加を希望する。 訪日外国人旅行者数 2000 万人をめざし、外国人からの緊急通報用に 112 番での、英語やフランス語での緊急通報ができるよう、番号の整備を検討いただきたい。 北米の 311 のように、#9110 の代わりとなる、緊急を要しない場合の3桁番号を整備いただきたい。 (個人)	考え方1 電気通信番号規則の細目を定めた件の改正案に賛成の御意見として承ります。 なお、国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号の付与に当たっては、各府省庁から3桁番号の利用希望が示された際、情報通信審議会答申(国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方(平成 26 年 12 月 16 日))に示された基本方針に基づき検討を行うこととしており、新たな3桁番号の整備に関する御意見については、今後の参考として承ります。